⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Asakawa Tunnel in Route13

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 12 October 2022

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 15 February 2023 (tenders brought with 3 : 00 P.M. 15 February 2023 or submitted by mail 3 : 00 P.M. 15 February 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和５年２月15日午後３時まで

②　一次審査の申請書等の提出期限　令和４年10月12日正午まで

②′二次審査の申請書等の提出期限　令和４年11月28日正午まで

②″見積書の提出期間　令和４年12月21日から令和４年12月23日午後３時まで

③　入札の締切　令和５年２月15日午後３時まで

④　開札日時　令和５年２月21日午後１時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和５年１月30日まで）

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和４年９月15日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　石橋　洋信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第11号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和４年度　東京国際空港Ｂ誘導路他土質調査（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、東京国際空港Ｂ誘導路の耐震計画に基づき、地盤の土性を把握するとともに、土性結果を用いて液状化判定を実施し、設計・施工の基礎資料とするものである。また、Ｇ誘導路地盤改良工事で実施する薬液注入工の確認施工における地盤改良効果の確認のため、改良後の地盤の確認を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日から令和６年１月26日まで。

⑸　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局発注者に承諾願を提出するものとする。

⑺　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予定価格が100万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑻　本業務は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」）、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。

⑼　本業務は、参加表明書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する業務である。

⑽　本業務は、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

⑾　本業務は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する業務である。

⑿　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

⒀　本業務は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的としてボーリング成果等を基に３次元の地質・土質モデルを作成し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルを活用する業務である。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定を受けていること。）

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記②の再決定を受けたものを除く。）

④　参加表明書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑤　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体　単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月15日付け関東地方整備局副局長）に示すところにより、関東地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

⑵　入札参加者を選定するための基準　選定段階における評価基準により指名するものとし、詳細については入札説明書による。